

# 暮らしのお知らせ

## 水稻の薬剤散布

### 7月17日～25日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病などの病虫害から守り、良質な米を作るため、ラジコンヘリコプターによる薬剤散布を行います。

#### 対象地区と期日

- 大栄地区：7月17日(金)・18日(土)
  - 下総地区：7月21日(火)・23日(木)
  - 豊住・久住地区：7月23日(木)
  - 公津・八生地区：7月24日(金)
  - 中郷・遠山地区：7月25日(土)
- 作業予定時間は午前5時～11時ごろです。雨天や強風の場合は順延します。薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。
- 散布時間は、通勤・通学時間帯と重なるため、区域内の水田周辺の通行などをなるべく避ける
  - 洗濯物や寝具などは屋外に干さないようにし、小動物を入れておくかごなどにカバーを掛ける
  - 薬剤がかかったときは水で洗い

落とす。心配なときは農政課、北総農業共済組合へ相談する。

緊急時は成田赤十字病院(☎22・2311)、神崎クリニック(☎0478・72・3117)へ連絡してください

※くわしくは農政課(☎20・1541)、北総農業共済組合(☎043・481・6911)へ。

#### 空き地の管理

#### 早めに草刈りを

空き地の雑草を伸びたままにし



ておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりにして、周囲に大変迷惑が掛かります。空き地の所有者は、早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

#### 下水道の使用人数の変更

#### 井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水を利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たり1か月に7立方メートル使用したものと計算します。水道水と井戸水を併用の場合は、下水道の使用水量に井戸水分として1人当たり1か月に3・5立方メートルを加えます。

転居などにより使用人数に変更がある場合は、下水道課に連絡し、変更手続きをしてください。

※くわしくは同課(☎20・1553)へ。

#### 井戸の衛生管理

#### 定期的に水質検査を

井戸水は、井戸の管理が不十分だと、汚染される恐れがあります。井戸の衛生管理は、設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて、適正な管理に努めてください。

- 井戸やその周辺は、定期的に掃除や点検を行って清潔に保つ
  - 井戸やその周辺に、人や動物が入れないようにする
  - 定期的に水質検査を受ける
  - 井戸を新たに設置したときも水質検査を行い、安全を確認してから使用する
- ※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

#### 市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ 1m	測定の高さ 0.5m	測定の高さ 0.05m
市役所(花崎町)	6月1日	0.08	0.09	0.08
	6月8日	0.08	0.08	0.07
	6月15日	0.08	0.08	0.11
下総支所(猿山)	6月1日	0.10	0.11	0.10
	6月8日	0.09	0.10	0.10
	6月15日	0.10	0.10	0.10
大栄支所(松子)	6月1日	0.07	0.07	0.07
	6月8日	0.07	0.07	0.07
大清水大気測定局 (遠山中敷地内)	6月1日	0.08	0.09	0.08
	6月8日	0.07	0.09	0.07
	6月15日	0.08	0.08	0.08
幡谷大気測定局 (久住体育館隣)	6月1日	0.08	0.09	0.08
	6月8日	0.07	0.08	0.07
	6月15日	0.07	0.08	0.07

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

# 市長日誌

6月1日～15日

1日	成田＝香港就航式典 成田空港圏自治体連絡協議会 勉強会 市民憲章推進協議会総会・感 謝状贈呈式
2日	防火協会総会表彰式・祝賀会
3日	民生委員児童委員協議会総会 農政懇談会
4日	歯と口の健康週間表彰式 観光協会総会
5日	子ども茶論(川上小学校)
6日	豊住地区敬老会 NARITAみらい☆デザイン会議
7日	首都圏中央連絡自動車道(神 崎IC～大栄JCT)開通式
9日	世界少年野球大会千葉大会記 者発表
10日	議会運営委員会 定例記者会見
11日	東京圏国家戦略特別区域会議 成田市分科会
12日	成田＝ヒューズトン線就航セレモニー 6月定例会議会開会(～7月1日)
13日	区長会研修会
15日	東京圏国家戦略特別区域会議



みらい☆デザイン会議であいさつ(6日)

## 国民健康保険証の一斉更新 簡易書留で郵送します

国民健康保険の保険証を、8月1日に一斉更新します。新しい保険証は、7月中に簡易書留で郵送されます。配達時に不在の場合は、7月26日(日)まで郵便局に一時保管されますので「郵便物お預かりのお知らせ」に書かれている連絡先へ問い合わせてください。7月27日(月)以降は保険年金課(市役所1階)で受け取ってください。

### 有効期限が異なる場合も

保険証の有効期限は最長で平成28年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合がありますので注意してください。

### 有効期限の過ぎた保険証は

現在持っている保険証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に注

意して破棄するか、次の施設に設置された保険証回収箱へ返却してください。

### 保険証回収箱設置施設

課、下総・大栄支所、市民課赤坂・遠山分室、健康増進課(保健福祉館)

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

### 医療費通知

## 不要な人は 10日までに連絡を

市では、7月下旬に国民健康保険に加入している世帯主に、医療費通知を送付します。

これは、平成27年2～4月に国民健康保険で受診した医療費の総額と、保険者である市が負担した額をお知らせするものです。

通知を希望しない人は、7月10

日(金)までに、保険年金課(☎20・1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人は必要ありません。

※くわしくは同課へ。

### 植物などの持ち出し規制

## 病害虫のまん延を防止

沖縄・奄美・トカラ・小笠原諸島では、サツマイモなどに被害を与える病害虫が発生しています。

病害虫のまん延を防止するために、一部の植物は、これらの地域からの持ち出しが法律で禁止または制限されています。

対象植物はサツマイモ・アサガ

オ・カンキツ類の苗木など

※くわしくは横浜植物防疫所千葉出張所(☎043・242・8401)へ。

## 労働保険料の年度更新

### 申告・納付期限は 7月10日

労働保険料の年度更新は、平成26年度の概算保険料を確定保険料として申告・精算して、平成27年度の概算保険料の申告・納付を同時に行うことをいいます。

申告・納付は、各労働基準監督署、最寄りの金融機関を通じて早めに手続きしてください。保険料の申告を電子申請、納付を口座振替にすることも可能です。

申告・納付期限は7月10日(金)

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課(☎043・221・4317)へ。

## 市内の農産物などの放射性物質検査の結果

5・6月に検査した農産物は、放射性物質が基準値以下でした。

### 県の高精密検査の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計*1
ニンジン	5月26日	検出せず*(4.4未満)	検出せず(5.7未満)	検出せず

### 市の簡易検査の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
キャベツ	6月 3日	検出せず(8.25未満)	検出せず(7.34未満)	検出せず
小麦	6月 4日	検出せず(9.73未満)	検出せず(8.82未満)	検出せず
ブルーベリー	6月15日	検出せず(7.86未満)	検出せず(7.03未満)	検出せず

\*1 放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

\*2 「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値はかっこ内の数字

基準値 ○一般食品…放射性セシウム 100ベクレル/kg

※過去に行った検査の結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/nosei/index0003.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

**小中学校の通学  
指定学校変更・  
区域外就学**

市立小中学校の通学区域(学区)は、住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。

ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。(左表参照)

**指定学校変更・区域外就学の要件**

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
特別支援学級就学に伴う場合	○	—
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1)(注2)	○	—

(注1)成田中では、教室が不足するため、この要件での変更はできません  
(注2)市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

**指定学校変更**：市内に住む児童・生徒に対して、学区以外の市立小中学校への通学を認める

**区域外就学**：市外に住む児童・生徒に対して、市立小中学校への通学を認める

**新1年生の指定学校変更**

来年度、小中学校へ入学する新1年生で指定学校変更を希望する人は、学務課(市役所5階)へ申し出てください。受付開始日は次の通りです。  
○小学校：8月下旬に送付する就

学時健康診断の通知が届いた日  
○中学校：8月3日(月)

**部活動を理由とした指定学校変更**

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校への通学を希望する人は、9月15日(火)~10月30日(金)に申し出てください。11月の指定した日に親子で部活動を参観し、意思確認を行います。入学後に希望した部活動を変更することは認められません。  
※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

**集水ますの清掃と点検**

**大雨に備えて**

道路には、雨水を処理するため側溝や雨水管が整備されています。集水ますの上に物が置かれていたり、落ち葉やごみで流入口がふさがれていたりすると、敷地や道路の冠水の原因となります。大雨に備えて、集水ますの点検や清掃をお願いします。  
※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

**農地の転用**

**許可が必要です**

農地の転用について、次の場合は許可が必要です。必ず届け出してください。  
○宅地・駐車場・資材置場などに転用する  
○埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用(一時転用)する  
違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。

従わない場合は3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合)

合は1億円以下)の罰金に処せられますので注意してください。  
※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

**節水**

**食器洗いは水をためて**

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。一人一人が工夫をして節水を心掛けましょう。  
○洗濯や庭のまき水には、風呂の残り湯を使う  
○洗車はバケツを利用して行う  
○食器洗いは水をためて行う  
※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

**車両の速度超過**

**安全運転を心掛けて**

車や自転車のスピードの出し過ぎによる交通事故が、多発しています。夕暮れ時や見通しの悪い交差点、通学路など走行するときは、より速度を落として安全運転を心掛けてください。  
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。